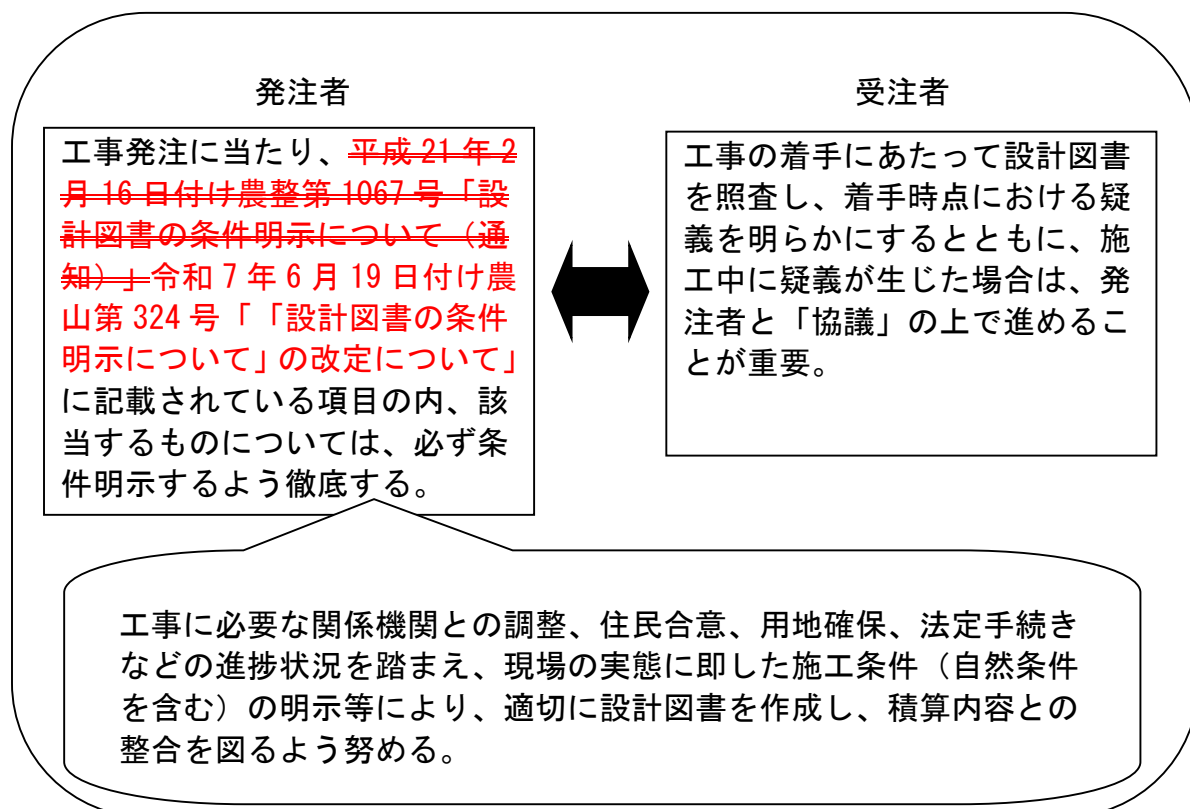


徳島県農林土木工事における 設計変更ガイドライン（案）

令和~~2~~7年~~4~~7月

徳島県農林水産部

◆ 発注者・受注者の留意事項



◆ 適切な設計変更の必要性

改正品確法の基本理念に「請負契約の当事者が対等の立場における合意に基づいて公正な契約を適正な額の請負契約代金で締結」が示されているとともに、発注者の責務として、「設計図書に適切に施工条件を明示するとともに、必要があると認められたときは適切に設計図書の変更及びこれに伴い必要となる請負代金又は工期の変更を行うこと」が規定されている。

◆ ガイドライン策定の目的

設計変更に係る業務の円滑化を図るためには、発注者と受注者がともに、設計変更が可能なケース・不可能なケース、手続きの流れ等について十分理解しておく必要がある。

3. 設計変更が可能なケース

次のような場合においては、設計変更が可能である

- ① 仮設（任意仮設を含む）において、条件明示の有無に係わらず当初発注時点で予期しえなかった土質条件や地下水位等が現地で確認された場合
（ただし、所定の手続き（「協議等」）が必要）
- ② 当初発注時点で想定している工事着手時期に、受注者の責によらず、工事着手できない場合
- ③ 所定手続き（「協議等」）を行い、発注者の「指示」によるもの。（「協議」の結果として、軽微なものは金額の変更を行わない場合もある。）
- ④ 受注者が行うべき「設計図書の照査」の範囲を超える作業を実施する場合
- ⑤ 受注者の責によらない工期の延長／短縮を行う場合で、協議により必要があると認められるとき

ただし、設計変更や変更指示書による指示にあたっては、次の事項に留意する。

- ◆ 当初設計の考え方や設計条件を再確認して、設計変更「協議」にあたる
- ◆ 当該工事での変更の必要性を明確にする。
（規格の妥当性、変更対応の妥当性（別途発注すべきではないか）を明確にする）
- ◆ 設計変更に伴う契約変更の手続は、その必要が生じた都度、遅滞なく行うものとする。
（~~監督要綱における~~ただし、変更指示書によるものを除く）

5. 設計変更が不可能なケース

次のような場合は、原則として設計変更はできない
(ただし災害時等緊急の場合はこの限りではない)

- ① 設計図書に条件明示のない事項において、発注者との「協議」を行わず受注者が独自に判断して施工した場合
- ② 発注者と「協議」を行っているが、協議の回答（指示）がない時点で施工を実施した場合
- ③ 受注者の任意の都合による提案を発注者が「承諾」して施工した場合
- ④ 契約約款・徳島県農林土木工事共通仕様書（以下「共通仕様書」という）に定められている所定の手続を経ていない場合『契約約款第18条～25条 共通仕様書 1-1-1-~~1819~~～1-1-1-~~2021~~』
- ⑤ 正式な書面によらない事項
(ただし、軽易なものにあつては、口答指示によることができる。~~「徳島県農林土木工事請負施行監督要綱」~~)
- ⑥ 当初の設計図書に従って施工しても支障がない場合
- ⑦ 任意仮設において、施工方法の変更の場合
(ただし、現地条件に齟齬がある場合は除く)

7. 参考資料

◆ 設計図書の条件明示について

~~(平成21年02月16日付け農整第1067号)~~

(令和7年6月19日付け農山第324号)

明示項目	明示事項
工程関係	1. 他の工事の開始又は完了の時期により、当該工事の施工時期、全体工事等に影響がある場合は、影響箇所及び他の工事の内容、開始又は完了の時期 2. 施工時期、施工時間及び施工方法が制限される場合は、制限される施工内容、施工時期、施工時間及び施工方法 3. 当該工事の関係機関等との協議に未成立のものがある場合は、制約を受ける内容及びその協議内容、成立見込み時期 4. 関係機関、自治体等との協議の結果、特定された条件が付され当該工事の工程に影響がある場合は、その項目及び影響範囲 5. 余裕工期を設定して発注する工事については、工事の着手時期 6. 工事着手前に地下埋設物及び埋蔵文化財等の事前調査を必要とする場合は、その項目及び調査期間。又、地下埋設物等の移設が予定されている場合は、その移設期間
用地関係	1. 工事用地等に未処理部分がある場合は、その場所、範囲及び処理の見込み時期 2. 工事用地等の使用終了後における復旧内容 3. 工事用仮設道路・資機材置き場用の借地をさせる場合その場所範囲、時期、期間、使用条件、復旧方法等 4. 施工者に、消波ブロック、柵製作等の仮設ヤードとして、官有地等及び発注者が借り上げた土地を使用させる場合はその場所、範囲時期、期間、使用条件、復旧方法等
公害関係	1. 工事に伴う公害防止（騒音、振動、粉塵、排出ガス等）のため、施工方法、建設機械・設備、作業時間等を指定する必要がある場合は、その内容 2. 水替・流入防止施設が必要な場合は、その内容、期間 3. 濁水、湧水等の処理で特別の対策を必要とする場合は、その内容（処理施設、処理条件等） 4. 工事の施工に伴って発生する騒音、振動、地盤沈下、地下水の枯渇等、電波障害等に起因する事業損失が懸念される場合は、未然に防止するために必要な調査方法、範囲等
安全対策関係	1. 交通安全施設等を指定する場合は、その内容、期間 2. 鉄道、ガス、電気、電話、水道等の施設と近接する工事での施工方法、作業時間等に制限がある場合は、その内容 3. 落石、雪崩、土砂崩落等に対する防護施設が必要な場合は、その内容 4. 交通誘導員、警戒船及び発破作業等の保全設備、保安要員の配置を指定する場合又は発破作業等に制限がある場合は、その内容 5. 有毒ガス及び酸素欠乏等の対策として、換気設備等が必要な場合は、その内容

明示項目	明示事項
工事用道路関係	- 一般道路を搬入路として使用する場合 - 工事用資機材等の搬入経路、使用期間、使用時間帯等に制限がある場合は、その経路、期間、時間帯等 - 搬入路の使用後及び使用後の処置が必要である場合は、その処置内容 - 仮道路を設置する場合 - 仮道路に関する安全施設等が必要である場合は、その内容・期間 - 仮道路の工事終了後の処置（存置又は撤去） - 仮道路の維持補修が必要である場合は、その内容
仮設備関係	- 仮土留、仮橋、足場等の仮設物を他の工事に引き渡す場合及び引き継いで使用する場合は、その内容、期間、条件等 - 仮設備の構造及びその施工方法を指定する場合は、その構造及びその施工方法 - 仮設備の設計条件を指定する場合は、その内容
建設副産物関係	- 建設発生土が発生する場合は、残土の受入場所及び仮置き場所や処分及び保管条件受入場所（工事間利用の受入れ工事箇所、仮置場、土砂処分場等）、受入場所までの距離、作業時間帯 - 建設副産物の現場内での再利用及び減量化が必要な場合は、その内容 - 建設副産物及び建設廃棄物が発生する場合は、その処理方法、処理場所等の処理条件。なお再資源化処理施設又は最終処分場を指定する場合は、その受入場所や処分条件
工事支承物件等	- 地上、地下等への占用物件の有無及び占用物件等で工事物件等支障物が存在する場合は、支障物件名、管理者、位置、移設時期、工事方法、防護等 - 地上地下等の占用物件工事と重複して施工する場合はその工事内容及び期間等
薬液注入関係	- 薬液注入を行う場合は設計条件、工法区分、材料種類、施工範囲、削孔数量、削孔延長及び注入量、注入圧等 - 周辺環境への調査が必要な場合は、その内容
その他	- 工事用資機材の保管及び仮置きが必要である場合は、その保管及び仮置き場所、期間、保管方法等 - 工事現場発生品がある場合は、その品名、数量、現場内での再使用の有無引き渡し場所等 - 支給材料及び貸与品がある場合は、その品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所、引渡期間等 - 関係機関・自治体等との近接協議に係る条件等その内容 - 架設工法を指定する場合は、その施工方法及び施工条件 - 工事用電力等を指定する場合は、その内容 - 新技術・新工法・特許工法を指定する場合は、その内容 - 部分使用を行う必要がある場合は、その箇所及び使用時期 - 給水の必要のある場合は、取水箇所・方法等